

介護サービス事業者（認定申請代行業者）各位

日頃から介護保険事業の運営にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。さて、要介護認定・要支援認定申請等について、以下のとおり連絡事項がありますので、ご確認をお願いいたします。

1 介護認定調査センターの新名称及び連絡先について

令和3年4月1日から市内の介護認定調査センターが1か所に集約されることに伴い名称及び連絡先が下表のとおり変更となります。

新 名 称	電 話	指定市町村事務受託法人
豊田介護認定調査センター	(0565) 41-7050	株式会社日本ビジネスデーター プロセッシングセンター

2 要介護認定・要支援認定 更新申請受付開始日のお知らせ

認定の更新申請は、認定有効期間終了日の60日前から受付を開始します。なお、休日・祝日と重なった場合は翌営業日となります。令和3年度の更新申請の受付開始日は以下のとおりです。

認定有効期間終了日		更新勧奨送付予定日	受付開始日
令和3年 5月31日	→	令和3年 3月19日	令和3年 4月 1日 (木)
6月30日		4月20日	5月 6日 (木)
7月31日	→	5月20日	6月 1日 (火)
8月31日		6月18日	7月 2日 (金)
9月30日	→	7月20日	8月 2日 (月)
10月31日	→	8月20日	9月 1日 (水)
11月30日	→	9月17日	10月 1日 (金)
12月31日	→	10月20日	11月 1日 (月)
令和4年 1月31日	→	11月19日	12月 2日 (木)
2月28日	→	12月20日	令和4年 1月 4日 (火)
3月31日	→	令和4年 1月20日	1月31日 (月)
4月30日	→	2月18日	3月 1日 (火)

3 介護保険資格者証（介護保険暫定被保険者証）の窓口返却について

認定申請を窓口で受理した際、代行業者の方から希望があれば、その場で申請書に添付いただいた被保険者証に受付印を押印し、介護保険資格者証として窓口で発行させていただいています。この対応について、**令和3年3月から窓口での交付を廃止し、申請日の2営業日後に認定結果の送付先宛に**発送させていただくことになりました。ご不便おかけする点もあるかと思いますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

4 要介護認定・要支援認定申請書の様式変更について（お知らせ）

（1）新様式受付開始時期

令和3年3月1日（月）以降に提出する申請分から使用していただけます。なお、3月19日発送予定の更新勧奨（対象：令和3年5月末有効期間満了の方）は、新様式を送付します。

（2）旧様式の取扱い

当分の間使用していただいて構いません。ただし、令和3年5月1日付け以降の申請につきましては、極力新様式へ変更をお願いいたします。6月1日付け以降の申請につきましては、原則、新様式のみ受付可とします。お手数をおかけしますがご協力をお願いいたします。

	新様式	旧様式
3月	○	○
4月	○	○
5月	○	△
6月	○	原則×

（3）新様式の配布

3月1日から、介護保険課窓口にて新様式を配布が可能です。窓口で必要枚数をお知らせください。事業所でコピーしご利用いただく場合には、機械で読み取る都合上、印字のずれや欠損等にご注意ください。
※3月1日から市ホームページに掲載予定です。

今回の主な変更点

○認定後のサービス有無について

認定後のサービス利用状況について、当てはまるものに☑をお願いします。また確認の際に、申請者等とご相談いただいた結果、「☐ 当面利用は考えていない」となった場合は必要時に改めて申請くださいますようお願い申し上げます。

○主治医意見書に関する「診療科・最終受診日・作成の了承確認」記入欄の追加

主治医意見書の早期回収に向け、様々な取り組みを実施しております。スムーズな回収に結びつけることができるよう、記入項目を増設しました。またこの点含め、別紙のとおり主治医意見書に関するご協力をいただきたく存じますので、引き続きご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

各種様式の押印廃止について

令和3年1月1日より各種様式の押印を廃止しご対応いただいているところですが、詳細については下記のとおりです。改めてご確認とご対応のほどよろしくお願いいたします。

☐介護認定申請書（①情報提示に関する同意欄の押印廃止 ②代行事業所印の廃止）

情報提示及び調査における聞き取りの同意について、本人氏名欄は**本人自署**にてご記入いただきますようお願いいたします。本人が自署することが困難な場合は、代筆した方の氏名を代筆者氏名欄にご記入ください。

☐情報提供申請書（①申請者印（事業所印）の廃止 ②受領者氏名記入方法の変更）

受領者氏名の押印廃止に伴い、窓口で受領確認をいただいた方から**自署にて受領サイン**をいただくよう変更させていただきます。なお、事業所名については印刷等の記名で差し支えございません。

☐サービス計画届出書（①申請者印の廃止）

【問い合わせ先】

豊田市役所 福祉部 介護保険課
認定担当 香村、尾形、鈴木（美）
電話（0565）34-6961（直通）
FAX（0565）34-6034

介護サービス事業者 各位

介護保険課長 花木 一也

介護認定申請時における病院受診の勧奨について（お願い）

日頃は、介護保険事業の運営に多大なる御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、介護認定は申請から原則30日以内に結果を通知し、迅速な介護サービスの提供を行うこととされています。このため、本市としても様々な面から取組を実施していますが、認定の遅延理由のひとつに主治医意見書の回収遅滞があります。このうち、申請者の未受診等により主治医意見書が作成できず、提出が遅れるケースも多数発生していると判明しました。このようなケースにつきまして、医療機関との連絡調整を図り、より早く主治医意見書を提出いただけるよう努めて参りますが、皆様方におかれましても下記のとおり御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 介護認定申請書の主治医欄の記入の徹底について

医療機関名は主治医意見書作成に係る医療機関との調整時に必要な情報となりますので、本人又は家族に確認の上、必ず御記入いただくようお願いいたします。

また、新様式で新たに「主治医の意見書作成の了承について」等の欄も設けています。市から主治医意見書作成の依頼後に医療機関が変更となるケースが見受けられます。事前に主治医が意見書の作成を了承しているとスムーズになるため、再調整の対応にならないよう併せて御記入いただきますようお願いいたします。

2 申請と受診予定日が1か月以上経過する方への受診依頼について

新規又は変更申請をされた方のうち、申請時に受診の予定が立っていない及び申請日から受診予定日まで1か月以上経過する場合は、可能な限り早めの受診をお勧めいただきますよう御協力をお願いいたします。更新申請をされた方についても、認定有効期間満了日の1か月前までを目途に受診できるよう御協力ください。また、調整が難しいケースについては市へ御連絡いただきますようお願いいたします。

豊田市役所 介護保険課

【認定申請に関する問い合わせ】

◎認定事務係

電話 0565-34-6911（直通）

FAX 0565-85-7209

【当通知に関する問い合わせ】

◎認定担当 杉浦

電話 0565-34-6961（直通）

FAX 0565-34-6034